

# 消費税の基本を考える



2023年12月

# 消費税は『付加価値税』税か？

理念は付加価値税  
実定法は課税売上税

## (課税標準)

**第二十八条** 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第三項において同じ。）とする。ただし、法人が資産を第四条第五項第二号に規定する役員に譲渡した場合において、その対価の額が当該譲渡の時ににおける当該資産の価額に比し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。

消費税の納税義務はいつ成立するのか

法人税同様事業年度終了時点か  
取引時点か

\* 消費税の納税義務は法人税とは基本構造が違う！

\* 国税通則法15条2項7号

**消費税等 課税資産の譲渡等若しくは特定課税仕入れをした時又は課税物件の製造場（石油ガス税については石油ガスの充填場とし、石油石炭税については原油、ガス状炭化水素又は石炭の採取場とする。）からの移出若しくは保税地域からの引取りの時**

\*消費税は行為時に判断できなくてはならない

\* 日本は租税回避を防ぐために、すぐには控除させない方向に？

どの取引が最も効率的な還付を受けられるか？

**非課税**

**ゼロ税率**

軽減税率

通常税率

課税なし控除もなし

$100 \times 0 - \text{仕入税額}$

$100 \times 8\% - \text{仕入税額}$

$100 \times 10\% - \text{仕入税額}$

# すべては仕入れ税額控除のため



帳簿方式

免税業者からの仕入れも10%の税率があると仮定して計算



相互監視システム

インボイス方式

適格請求書

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号  
② 取引年月日  
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）  
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率  
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等  
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事株式会社  
登録番号 T012345

11月分 131,200円 × ×年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...	...	...
合計	120,000円	消費税 11,200円
10%税率	40,000円	消費税 3,200円
10%税率	80,000円	消費税 8,000円

軽減税率対象



税額票 = インボイス

税額票

# 売上税法案と その解説

税大蔵財務協会 編

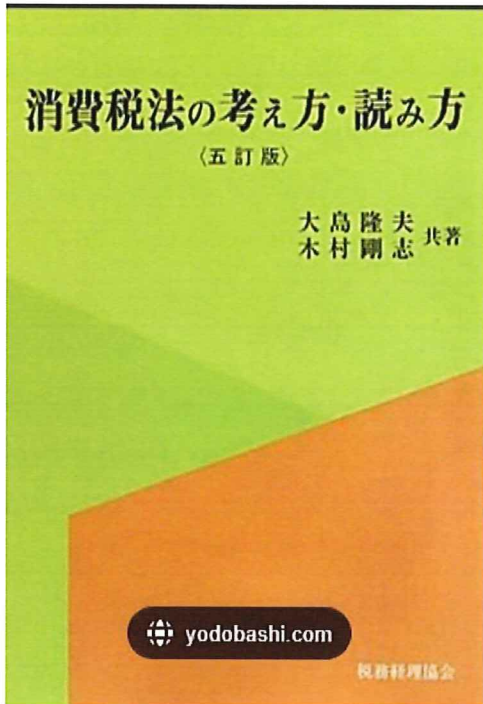


売上税法案及び施行法案を完全収録！



時事ドットコム：時事...

税額票なし・帳簿方式



仕 訳 帳				
平成 26年	摘要	元 丁	借方 金額	(1) 貸方 金額
8 1	(仕入) 諸口 (当座預金) (買掛金)		15	10 5
8 2	株式会社Aにより仕入れ (売掛金)	12	20	20
8 2	株式会社Bに売上 (仕入)		5	5
8 5	株式会社Cにより仕入れ (売掛金)		10	10
8 5	株式会社Dに売上 (仕入)		30	30
8 10	株式会社Aにより仕入れ (売掛金)		50	50
8 15	株式会社Bに売上 (仕入)		20	20
8 15	株式会社Cにより仕入れ 諸口 (売掛金) (現金)		20 15	35
	株式会社Dに売上			

令和5年、35年の紆余曲折を経てインボイスへ



# 否認される類型（1）

# 記載要件

## 記載事項

帳簿に記載する事項は次のとおりです（注）。

取引区分	帳簿への記載事項
資産の譲渡等（特定資産の譲渡等を除く）を行った場合	①取引の相手方の氏名または名称、②取引年月日、③取引内容（軽減税率の対象品目である旨）、④税率の異なるごとに区分した支払対価の額
売上返品を受けたり、売上値引きや売上割戻し等を行った場合	①売上返品等に係る相手方の氏名または名称、②売上返品等に係る年月日、③売上返品等の内容（軽減税率の対象品目である旨）、④税率の異なるごとに区分した売上返品等に係る金額
仕入返品をしたり、仕入値引きや仕入割戻し等を受けた場合	①仕入返品等に係る相手方の氏名または名称、②仕入返品等に係る年月日、③仕入返品等の内容（軽減税率の対象品目である旨）、④仕入返品等に係る金額
貸倒れが生じた場合	①貸倒れの相手方の氏名または名称、②貸倒れ年月日、③貸倒れに係る資産または役務の提供内容（軽減税率の対象品目である旨）、④税率の異なるごとに区分した貸倒れに係る金額
課税貨物に係る消費税額の還付を受けた場合	①還付を受けた年月日、②課税貨物の内容、③還付を受けた消費税額

（注）記帳義務がある帳簿についてのものです。

①氏名住所はあるが、役務提供の内容が書かれていない

②氏名住所はあるが、住所地に本人がいない！  
↔住所確認義務が必要か？

③関税法七六条の郵便物の輸出入の簡易手続は二〇万円以下のもの。これを超えているし、法定証明書類を欠いている。

④請求書を欠いている

# 否認される類型（2） 税務調査

消費税最高裁 Z 8 8 8 - 2 3 5 1

最高裁判所第二小法廷令和 2 年（行ツ）第 2 8 9 号、令和 2 年（行ヒ）第 3  
3 9 号消費税更正処分等取消請求上告及び上告受理事件（棄却・不受理）  
（確定）

令和 3 年 2 月 1 2 日決定

【上告棄却・不受理／調査の違法（事前通知）／帳簿不提示と仕入税額控  
除】

Z 2 6 9 - 1 3 3 4 3

Z 2 7 0 - 1 3 4 4 1

関連する雑誌目次を見るブックマーク

## ヒノックス事件（最決令和3年2月12日）から見える消費税

いわゆるヒノックス事件である。もっとも、最高裁は不受理としたので、具体的な判断をしたのは、東京地裁令和元年11月21日判決（Z269-13343）及び東京高裁令和2年8月26日判決（Z888-2311）である。これは、仕入税額控除に係る帳簿等を提示しなかったことは帳簿等を保存しない場合に該当し仕入税額控除は認められないとされた事例であり、TAINSの要点では、以下のように紹介されている。

課税庁が、事前通知をすることなく、調査のため納税者の事務センターに臨場したところ、税務代理人である税理士は、事前通知をしない理由が説明できない調査は違法であるなどと述べ、通則法74条の10該当の根拠等を文書で回答するよう求め、回答がされない限り課税庁との面談にも応じることができないと主張しました。

課税庁は、事前通知を行わない理由を説明する義務はなく、文書又は口頭での回答をする予定はないことを説明し、事前通知後に繰り返し調査実施を要求したが、調査に応じなかったため、消費税の帳簿等の保存がないとして仕入税額控除を否認しました。

東京高等裁判所は、①納税者は、帳簿等の検査に当たって適時にこれを提示することが可能なように態勢を整えて保存していたとはいえ、法30条7項の「保存しない場合」に該当するため、仕入税額控除を定めた同条1項の適用を受けることができないこと、②本件各更正処分は理由提示違反その他の違法があるとはいえないことから、本件各更正処分は適法であると判断しています。

その後、最高裁で上告棄却・不受理で確定しました。

①無予告調査の法的性格

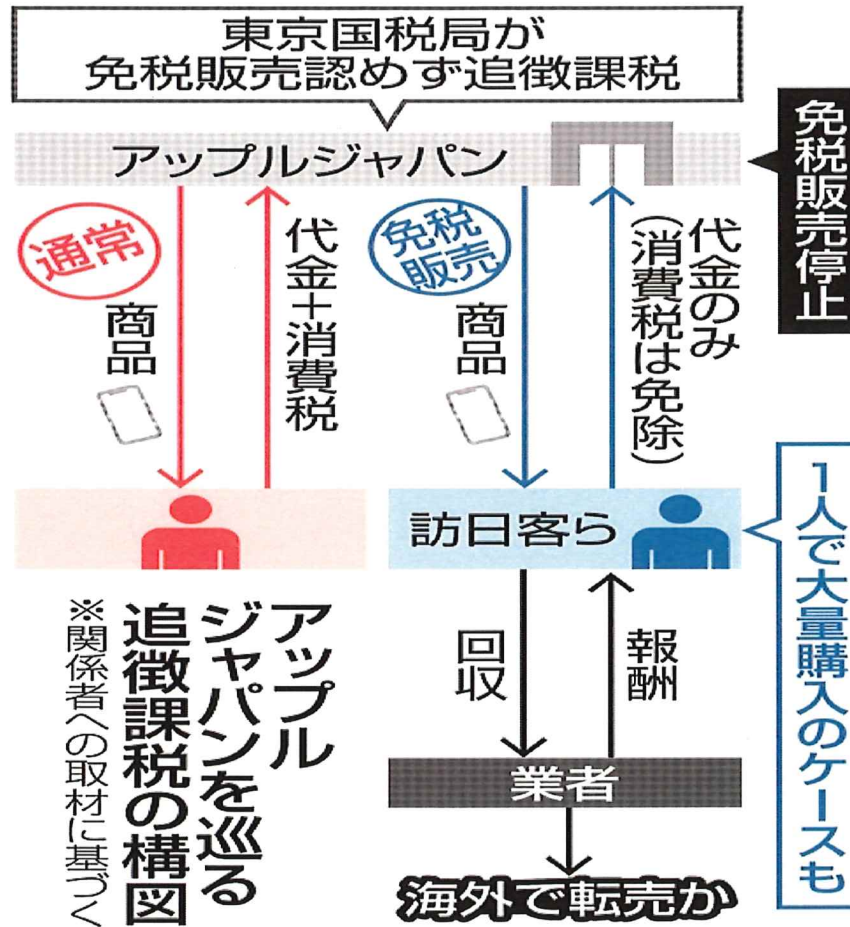
②調査拒否の理由になるか

③本店移転方式の乱用

## ④消費税の税務調査

⑤税理士の損害賠償責任

# 否認される累計 (3) 一輸出免税



# 否認される累計（４）－居住用賃貸建物

10 第一項の規定は、事業者が国内において行う別表第二第十三号に掲げる住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）以外の建物（第十二条の四第一項に規定する高額特定資産又は同条第二項に規定する調整対象自己建設高額資産に該当するものに限る。第三十五条の二において「居住用賃貸建物」という。）に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。

## II. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化

### 1. 居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限

事業者が、国内において行う**居住用賃貸建物**（住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物<sup>※1</sup>以外の建物であって高額特定資産又は調整対象自己建設高額資産<sup>※2</sup>に該当するもの）**に係る課税仕入れ等の税額**については、**仕入税額控除の対象としない**こととされました。

※1 **住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物**とは、建物の構造や設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが客観的に明らかなものをいい、例えば、その全てが店舗である建物など建物の設備等の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物が該当します。

※2 **高額特定資産及び調整対象自己建設高額資産**の意義については、後掲Ⅳの※1、※3をそれぞれ参照ください。

注 例えば、建物の一部が店舗用になっている居住用賃貸建物を、その構造及び設備その他の状況により住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分とそれ以外の部分（「居住用賃貸部分」といいます。）とに合理的に区分しているときは、その居住用賃貸部分以外の部分に係る課税仕入れ等の税額については、これまでと同様、仕入税額控除の対象となります。

**【適用開始時期】**令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。

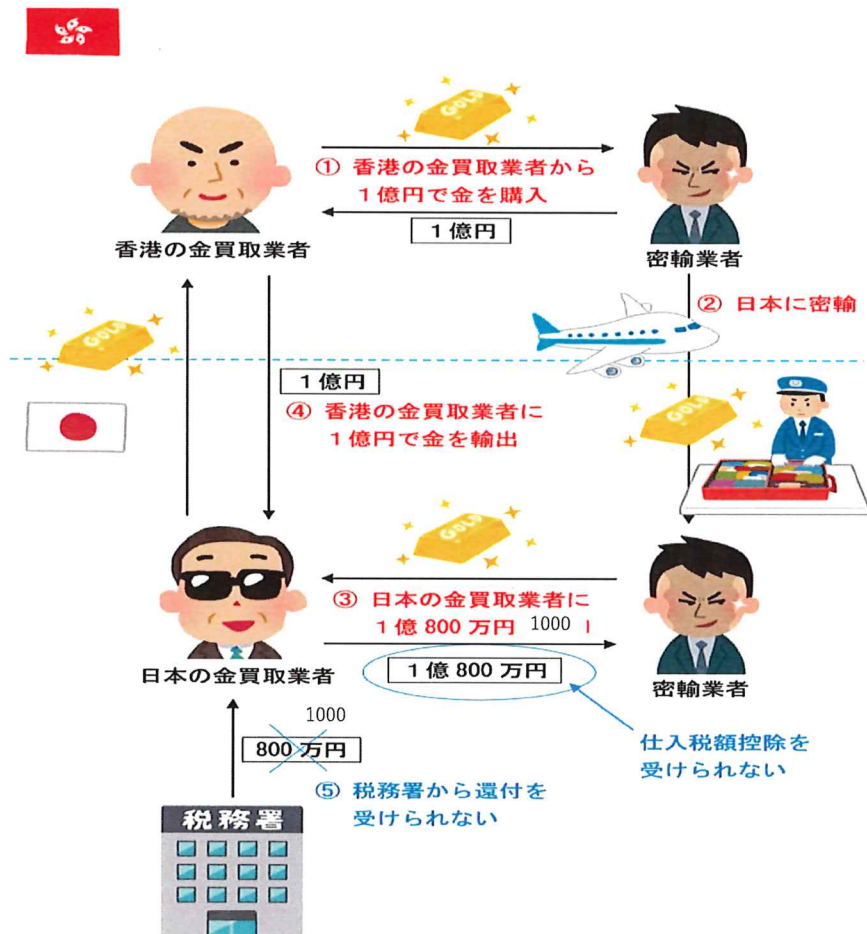
**【経過措置】**令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、上記の制限は適用されません。

## 否認される類型（5）一金・白金の場合

**11** 第一項の規定は、事業者が課税仕入れ（当該課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限る。）の相手方の本人確認書類（住民票の写しその他の財務省令で定めるものをいう。）を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れに係る消費税額については、適用しない

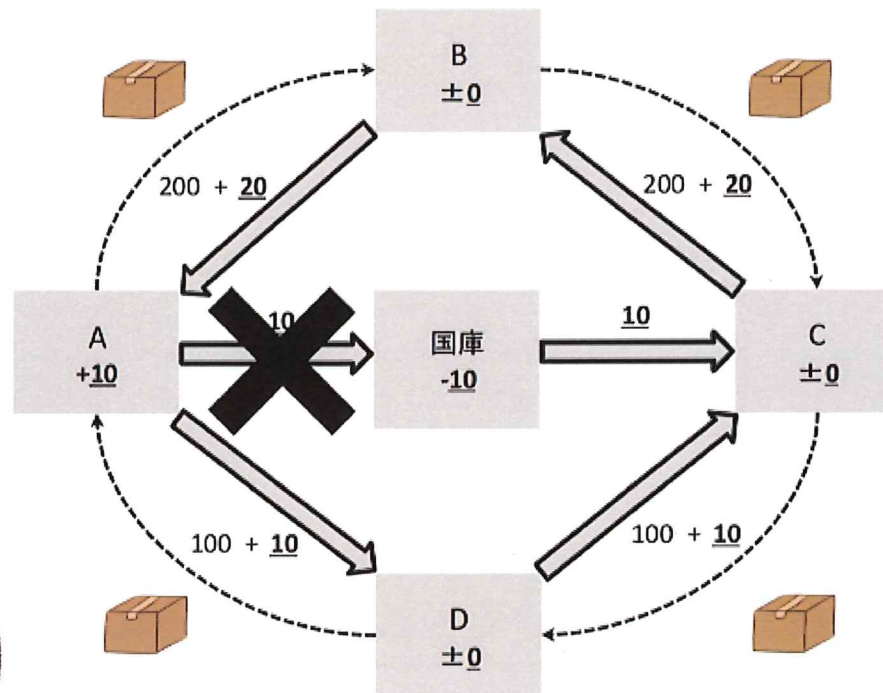


## 否認される類型（6）一脱税



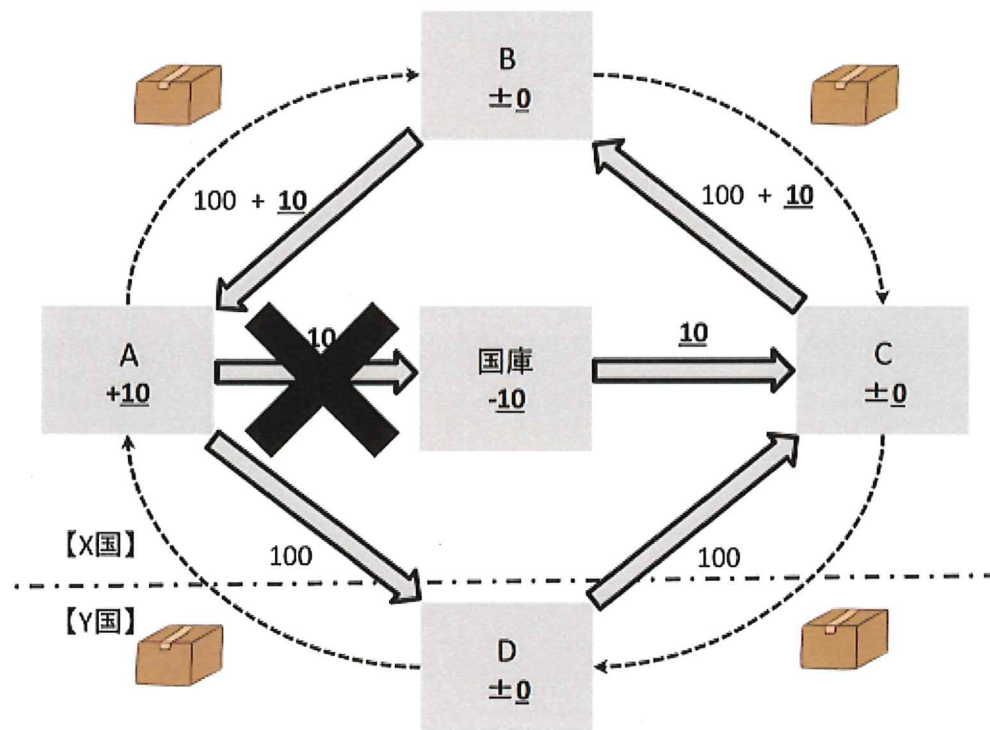
12 第一項の規定は、その課税仕入れの際に、当該課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付しないで保税地域から引き取られた課税貨物に係るものである場合（当該課税仕入れを行う事業者が、当該消費税が納付されていないことを知っていた場合に限り）には、当該課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。

# インボイスと脱税： 最も単純なカルーセルスキーム

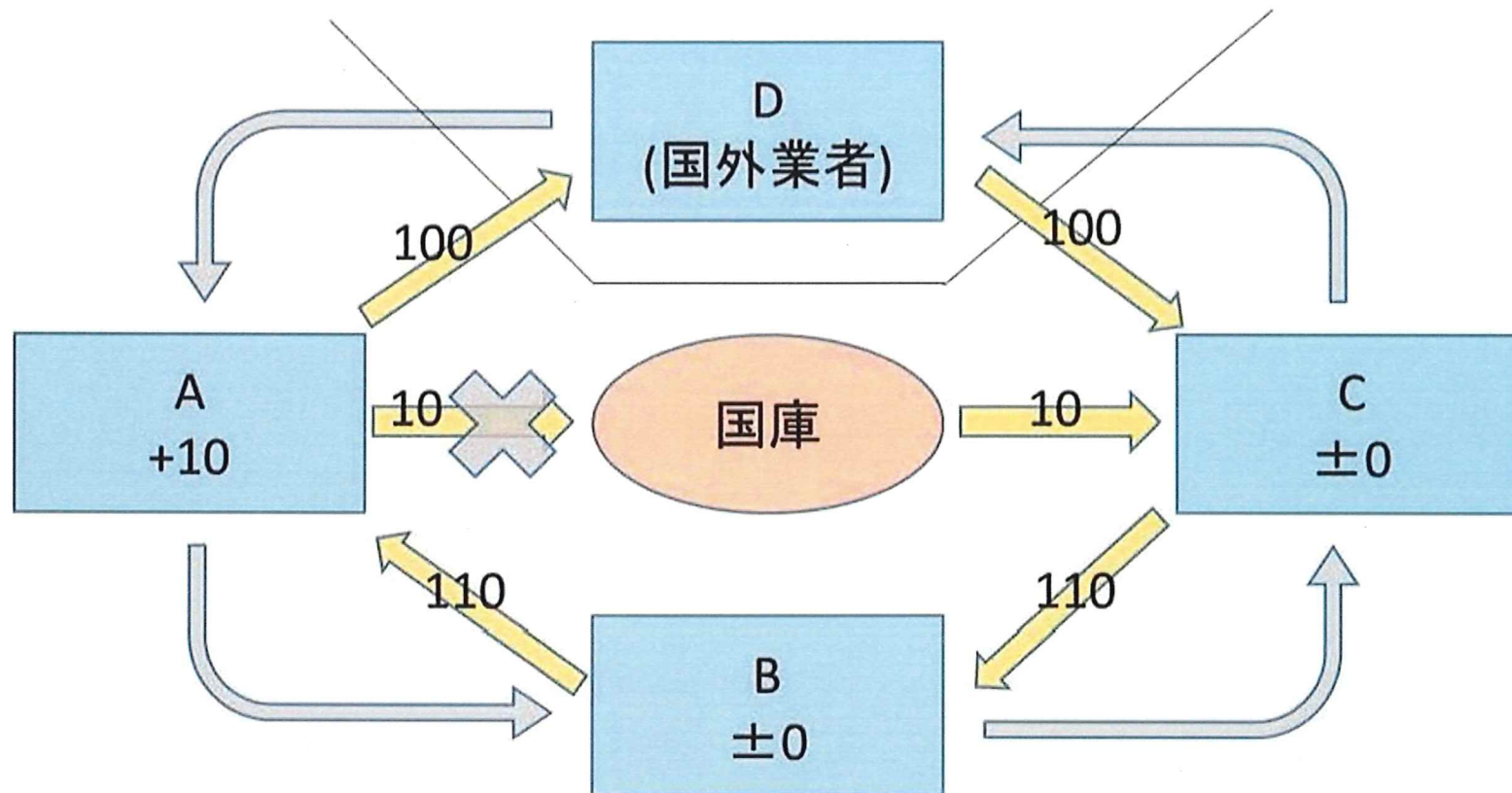


# EUのカルーセルスキーム

【図6】 EUのカルーセルスキーム



# 日本版 AがDから輸入



# おわりに

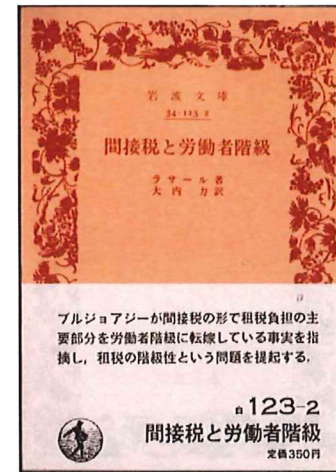
## これからの税財政と市民



### 金持ち課税

ケネス・シージ  
デイヴィッド・スタブナー  
著

税の公正をめぐる経済史



★★★★☆ (14 Reviews)

# 逆進性対策

所得控除と税額控除、給付付き税額控除の違いを具体的にみてみよう（表参照）。

## 税制改正残された課題(上) 所得控除より税額控除を

三木義一 青山学院大学学長

日本経済新聞18年1月22日



とる税務署から給付の税務署へ

各種控除による税負担軽減効果

所得額	200万円	500万円	1500万円
A. 所得控除 (100万円)	5万2500円	20万円	33万円
B. 税額控除 (15万円)	10万2500円	15万円	15万円
C. 給付付き 税額控除 (20万円)	20万円 (うち給付は 9万7500円)	20万円	20万円
D. 消費税額 控除加算 (※1)	35万円 (うち給付は 24万7500円)	35万円	35万円
E. 消費税軽減 税率(※2)	7000円	1万 6000円	3万 5000円

(※1)消費税額控除額を1人5万円と仮定し、3人家族の場合  
(※2)民間税調2016年大綱に示されている土屋英二・静岡大  
名誉教授の試算を参考にした

仮に現行税率の下で所得控除額100万円の場合（A）を比較すると、所得額が多い順に税負担軽減効果が大きくなる。所得額1500万円の方は税率33%の部分が減るので、税負担軽減効果は33万円となる。500万円の方は税率20%の部分が減るので20万円、200万円の方は税率10%の部分と5%の部分が減るので5万2500円となる。

確かに高所得の方が有利だ。今回の税制改正はこのことを前提に高所得者の控除額を少しずつ減らす消失控除という複雑な仕組みを入れ、差を縮小しようとしたようだ。